

事業主 様

拝啓 日頃より、当基金の事業運営にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
でございます。

さて、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされました。これを受け、当基金においても基金事務所における執務体制を縮小して対応することといたしております。また、当面する事務処理の主な概要につきましても、裏面にしてお知らせいたします。

皆様にご不便をおかけする点多々ございますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様におかれましても、感染防止対策を講じつつ、ご健康にご留意いただきますよう祈念申し上げます。

敬具

令和2年4月20日

公認会計士企業年金基金  
常務理事 杉 山 昇

## 1. 緊急事態宣言を受けての基金事務所の執務体制

今回の緊急事態宣言受け、3月30日より実施しておりました職員の交代勤務による通常時の半数での執務体制を、4月7日からは更に約3分の1の体制に縮小して職務に取り組んでおりますので、何卒、ご理解の程よろしくお願いいたします。

## 2. 当面する事務処理の主な概要

### [掛金]

- 3月分掛金 … 4月20日納入告知、4月末納期限分

通常通り 4月20日に納入告知書を送付し、4月30日に所定の口座から振替させていただきます。

なお、新型コロナウイルスによる影響により、4月30日の納付が困難な場合は、厚生年金保険の取扱いに準じて猶予等の措置を検討いたしますので、必要に応じて基金事務所までご相談下さい。

- 4月分掛金 … 5月20日納入告知、5月末納期限分

現在のところ、通常通り 5月20日に納入告知書を送付し、6月1日に所定の口座から振替させていただく予定です。

### [適用] ※資格取得・喪失、月額変更などの処理。

- 4月の基金最終締切日 … 4月分掛金計算に反映する各種届出締切日

4月27日で変更はありません。

なお、執務体制を縮小していることから、4月27日までに基金事務所に届いた届書の一部の処理が間に合わない場合があります。その場合はご連絡いたしますが、5月分掛金で調整させていただくこととなりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

- 5月の基金最終締切日 … 5月分掛金計算に反映する各種届出締切日

6月4日で変更はありません。

なお、5月の執務体制如何によっては、6月の掛金で調整させていただくことも有り得ますので、予めご承知おき下さい。

### [給付及び福祉事業] ※老齢年金、一時金、移換、結婚祝金などの処理。

- 既に当基金の年金を受給中の方への年金の支払いは、引続き2ヶ月に1回偶数月の第一営業日の振り込みで変わりはありません。

- 今後決定する給付及び福祉事業

書類が整ったものから随時処理いたしますが、執務体制を縮小していることから、従来に比べて日数が掛かる可能性がありますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。なお、個別の進捗状況については、ご照会下さい。